

本号で公布された条例のあらまし

◇職員給与に関する条例等の一部改正（平成21年香川県条例第32号）

- 1 人事委員会の平成21年5月18日付け「職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告と勧告」を尊重するとともに、現下の厳しい社会経済情勢等を踏まえ、暫定的な措置として平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結するため、支給割合の特例措置を設けることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。